

令和6年度答申第32号
令和6年9月6日

諮問番号 令和6年度諮問第33号（令和6年7月31日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のA（以下「父A」という。）は軍人としての在職期間内の傷病により死亡したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Aは戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）に規定する公務上の傷病又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 特別弔慰金支給法関係

ア 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支

給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法 2 条 1 項は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和 2 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）までに遺族援護法による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

ウ 特別弔慰金支給法 2 条 3 項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の同項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条 1 項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。

(2) 遺族援護法関係

ア 遺族援護法 3 4 条 1 項は、昭和 1 2 年 7 月 7 日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和 1 6 年 1 2 月 8 日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定し、同条 2 項は、前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。

イ 遺族援護法 3 5 条 1 項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定している。

ウ 遺族援護法 3 6 条 1 項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第 1 順位、子を第 2 順位とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 父 A は、昭和 1 8 年 1 1 月 5 日に臨時召集により野砲兵第 a 連隊補充隊に応召し、同年 1 2 月 1 4 日に C 軍（第 b 方面軍）野戦兵器廠に転属となり、昭和 2 0 年 1 0 月 1 0 日に D 陸軍病院に入院し、昭和 2 1 年 5 月 1 3 日に E 港に上陸して、同月 1 4 日に召集解除となった。

（陸軍兵籍、復員軍人調査票、本籍地名簿、D 陸軍病院留守名簿、第 b 方面軍野戦兵器廠留守名簿、除隊召集解除者連名簿（第 b 方面軍野戦兵器廠）、

令和6年8月13日付けの審査庁の事務連絡・記の【依頼2】に対する【回答】)

- (2) 父Aは、昭和18年4月20日、F（以下「母F」という。）と婚姻をし、審査請求人は、同年c月d日、父Aと母Fの間の長女として出生した。

（戸籍個人事項証明書（審査請求人）、除籍謄本（筆頭者：父A）、改製原戸籍謄本（戸主：G））

- (3) 父Aは昭和25年7月11日に、母Fは昭和20年9月6日に死亡した。

（除籍謄本（戸主：父A）、改製原戸籍謄本（戸主：G））

- (4) 審査請求人は、令和4年7月27日、住所地のH区長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (5) 処分庁は、令和5年8月2日付けで、審査請求人に対し、「死亡したA様は、「公務上または勤務関連傷病によること」という死亡理由に関する弔慰金の要件を満たしておりませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (6) 審査請求人は、令和5年11月7日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした（審査請求人は、本件却下処分があったことを令和5年8月11日に知り、同年11月7日、審査請求する旨を記載した郵便はがきを審査庁宛てに郵送し、審査庁は、同月10日、これを受け付けた。そして、審査請求人は、令和5年11月12日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）19条2項に規定する事項を記載した審査請求書を審査庁宛てに再度郵送し、審査庁は、同月14日、これを受け付けた。）。

（審査請求する旨を記載した郵便はがき、審査請求書）

- (7) 審査庁は、令和6年7月31日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

父Aは、I地戦線から肺病（空洞）で帰国し、その病気で死亡したから、本件却下処分が父Aは公務上又は勤務に関連して死亡したとは認められない

としたことは、納得することができない。

したがって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人が提出した戸籍によると、父Aは昭和25年7月11日に、母Fは昭和20年9月6日に死亡していること、審査請求人は父Aの子であることを確認することができる。
- 2 処分庁保管の資料（陸軍兵籍、本籍地名簿及び復員軍人調査票）によると、父Aは、昭和18年11月5日に臨時召集され、同年12月14日にC軍野戦兵器廠に転属となり、昭和20年10月10日にD陸軍病院に入院し、昭和21年5月13日にE港に上陸したことを確認することができるが、D陸軍病院への入院時の傷病名は確認することができない。

審査庁保管の資料のうち、(1)D陸軍病院留守名簿には、父Aの本籍（在留地）、留守担当者（住所、続柄、氏名）等のほか、「20.11.11b方軍野兵器廠」との記載が、(2)第b方面軍野戦兵器廠留守名簿には、父Aの本籍（在留地）、留守担当者（住所、続柄、氏名）等のほか、「21.5.14内地除隊」との記載が、(3)除隊召集解除者連名簿（第b方面軍野戦兵器廠）には、父Aの本籍地、留守担当者（住所、続柄、氏名）等のほか、「昭和21年5月13日内地帰還上陸」との記載がされていることを確認することができる（したがって、父Aは、昭和21年5月13日にE港に上陸して、同月14日に召集解除となった。）が、これらの資料からも、D陸軍病院への入院時の傷病名は確認することができない。

なお、父Aの死亡診断書によると、父Aは、昭和24年1月に直接死因である「全身衰弱」の原因となった「肺及腸結核症」を発病し、約1年6か月後の昭和25年7月11日に死亡したことを確認することができるが、父Aは、上記のとおり、昭和21年5月14日に召集解除となって陸軍を退職しているから、「肺及腸結核症」の発病は、父Aが陸軍を退職した後である。

また、念のため、遺族援護法に規定する弔慰金、遺族年金の裁定記録を調査したが、父Aの死亡に関して弔慰金、遺族年金が請求され、裁定されたことは確認することができなかった。

- 3 以上のとおり、父Aは、軍人として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから

棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 本件では、父Aが軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したかが問題となっている。

(2) まず、父Aの軍人としての履歴に関する資料（陸軍兵籍、復員軍人調査票、本籍地名簿、D陸軍病院留守名簿、第b方面軍野戦兵器廠留守名簿及び除隊召集解除者連名簿（第b方面軍野戦兵器廠））によれば、父Aは、昭和18年11月5日に臨時召集により野砲兵第a連隊補充隊に応召し、同年12月14日にC軍（第b方面軍）野戦兵器廠に転属となり、昭和20年10月10日にD陸軍病院に入院し、昭和21年5月13日にE港に上陸して、同月14日に召集解除となったことが認められる（上記第1の2の(1)）。

しかし、上記のいずれの資料にも、父AがD陸軍病院に入院することになった傷病名は記載されていない。そして、その他の一件記録を精査しても、上記の傷病名を確認することができる資料は見当たらないし、父Aが軍人としての在職期間内に上記以外の傷病にかかったことを認めることができる資料も見当たらない。

(3) 次に、父Aの死亡の原因をみると、父Aは、昭和25年7月11日に死亡している（上記第1の2の(3)）が、その死亡届に添付の死亡診断書によれば、死亡の原因（直接死因）は「全身衰弱」であり、「全身衰弱」の原因は「肺及腸結核症」であること、そして、「肺及腸結核症」の発病年月日は「昭和24年1月」であることが認められる。

そうすると、父Aは、上記(2)のとおり、昭和21年5月14日に召集解除となって陸軍を退職しているから、それから2年7か月余りが経過して発病した「肺及腸結核症」によって死亡したということになる。

したがって、父Aは、軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連

して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認めることができない。

(4) 審査請求人は、父Aは軍人としての在職期間内に肺病にかかり、これによって死亡したと主張する（上記第1の3）が、上記(2)のとおり、父Aが軍人としての在職期間内に肺病にかかったことを認めることができる資料はないし、上記(3)のとおり、父Aは、陸軍を退職して2年7か月余りが経過して発病した「肺及腸結核症」によって死亡しているから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、審査請求人は、遺族援護法34条1項に規定する遺族に該当せず、特別弔慰金支給法2条1項及び3条本文に規定する特別弔慰金の支給要件を満たしていないから、特別弔慰金を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美